破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３７１号
熊本県宇城市松橋町豊崎1822番地の１
破産者　合資会社ティエスパック
１　破産債権の届出期間　平成25年10月１日まで
２　一般調査期日　平成25年10月18日午後２時
平成25年９月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
宮城県登米市豊里町上谷地15番地47
破産者　佐藤　　歩
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年10月28日午前11時30分
平成25年９月９日　仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第９０４号
愛知県北名古屋市鍛治ケ一色襟49番地
破産者　有限会社スペーステック
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月27日午前10時10分
平成25年９月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５９号
神戸市東灘区森南町３丁目３番18号
破産者　中本　　匡
１　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
２　一般調査期日　平成25年11月19日午前10時15分
平成25年９月10日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３２７号
大阪府茨木市双葉町６番10号
破産者　株式会社ヨシミネハウジング
１　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
２　一般調査期日　平成25年11月29日午後３時
平成25年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第１４８号
宮崎県延岡市山下町３丁目４番地６　山下ハウス102
破産者　前田　英明
１　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
２　一般調査期間　平成25年11月７日から平成25年11月21日まで
平成25年９月11日　宮崎地方裁判所延岡支部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第６９２１号
大阪府高槻市浦堂本町17番２―201号、開始決定時の住所大阪府高槻市緑が丘２丁目21番９号
破産者　三木　範夫
１　期日　平成25年10月23日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第７号
群馬県前橋市城東町３丁目17番７号
清算株式会社　株式会社アサヒ商事
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１１号
札幌市白石区北郷四条１丁目３番18号
清算株式会社　大伸商事株式会社
代表清算人　和歌　宏悦
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.3682278％の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
札幌地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２５年（再）第２号
長崎県大村市富の原２丁目760番地
再生債務者　株式会社太陽光機
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長崎市栄町１番25号　長崎ＭＳビル８階　弁護士　國弘　達夫
平成25年９月６日　　長崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第９号
大阪府寝屋川市太秦高塚町12番１号
再生債務者　株式会社リサイクル・アンド・イコール
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月15日から平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　株式会社大平製作所
１　決議に付する再生計画案　平成25年８月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月25日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月18日
平成25年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　宏昌精機株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年８月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月25日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月18日
平成25年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
茨城県古河市中央町１丁目３番36号
再生債務者　株式会社大川食品
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年９月10日　水戸地方裁判所下妻支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３１号
静岡市駿河区国吉田５丁目22番47号
再生債務者　阿部　　稔
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月10日から平成25年10月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１３０号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　329号棟201号室
再生債務者　田中　大介
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年10月８日から平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部